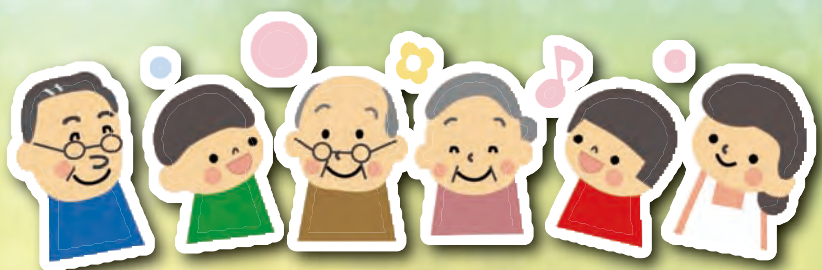


第3部

基本計画



1

『ひと』がいきいき

＜生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり＞

『ひと』 が いきいき

市民一人ひとりの健康づくり

安心して子育てができる環境づくり

明るい長寿社会の実現

障がい者の自立の支援と社会参加の推進

災害に強い地域づくり

安全に暮らせる地域環境づくり

みんなで支えあう安心の地域づくり

(1) 市民一人ひとりの健康づくり

① 健康づくり施策の充実

【現況と課題】

本市では、疾病予防や健康増進のため、市民自らの健康管理意識を高めるとともに、地区保健推進員や食生活改善推進員等によるきめ細かな地区活動を展開することによって、生活習慣を見直すことの重要性など健康づくりに関する知識の普及に努めています。

近年は、生活様式や社会環境の変化に伴い、「こころ」の健康づくりなど新たな課題も生じており、複雑化・多様化する保健ニーズに的確に対応できるよう、福祉、医療等との連携をより強化し、市民の健康づくりを支援するための施策の一層の推進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 「自分の健康は自分で守る」という意識の普及を図ります。
- 2 住民組織の育成・強化により、「健康づくり」を推進するための地区内連携の充実を図ります。
- 3 多様化する保健ニーズへの的確な対応を図ります。

【主な施策】

1 健康づくり意識の普及

- 健康づくりに関する情報の収集と提供
- 健康フェスティバルの開催

2 健康づくりのための地区内連携の充実

- 地区保健推進委員会、食生活改善推進委員会等の地区組織の育成支援と連携の強化
- 公民館を単位とした健康教室の開催

3 多様化する保健ニーズへの対応

- こころのケア対策の推進
- 自殺予防対策の推進
- 禁煙サポート事業の推進



バランス立ち

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
病気予防や健康維持のために日頃から取り組みをしている市民の割合	H21年度	H27年度	食事や運動など日頃からの意識的な取り組みが、健康の維持・増進や疾病予防、老年期の寝たきり予防などにつながると考えられていることから、市民の75%が積極的に意識して行動することを目標としています。 「まちづくりに関する市民アンケートの結果」
	68.1% (22.2調査)	75%	
公民館を単位として実施する健康教室に参加した市民の数	H21年度	H27年度	健康づくりに関する地域の力を高めるため、市内27地区にある各公民館の参加人数が150人を超えることを目標とします。
	3,429人 (22.3.31現在)	4,050人	

【参考資料】

健康フェスティバル講演会入場者数 (単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入場者数	約2,000	約1,400	約1,400	約1,400

病気予防や健康維持のために日頃から取り組みをしている市民の割合 (単位：%)

	平成17年	平成20年	平成22年
取り組んでいる市民の割合	65.3	70.2	68.1

(まちづくりに関する市民アンケート)

公民館を単位として実施する健康教育に参加した市民の数 (単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
参加者数	2,273	2,326	3,407	3,249

<資料：健康対策課>

第3部 基本計画

② 母子保健施策の充実

【現況と課題】

本市では、母と子の健康と健やかな発達を支援するため、妊産婦及び乳幼児の健康診査、訪問指導、相談、教室などの事業を行っています。

近年、核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化など社会環境の変化に伴い、乳幼児などへの保健ニーズは多様化しており、妊娠期からの継続的な支援や、子育てへの不安、孤立感を抱えている母親への支援、虐待のおそれやそのリスクを抱えている家庭への支援などが強く求められています。

このため、育児不安等を抱える家庭の養育支援、障がい児の早期発見、早期療育、感染予防や事故防止に向けた啓発など子どもたちの健やかな成長のための総合的な保健施策を一層充実していく必要があります。

【計画目標】

- 1 総合的保健施策の充実を図ります。
- 2 感染予防や事故防止、健やかな成長のための施策の充実を図ります。

【主な施策】

- 1 総合的保健施策の充実
 - 妊婦、乳児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の充実
 - 5歳児発達相談事業の強化
 - 乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の充実
 - 子育て相談の充実
 - ブックスタート事業、食育や育児支援等の教室の充実
- 2 感染予防や事故防止施策の充実
 - 感染予防、事故防止についての保護者の意識啓発
 - 「子育て安心ダイヤルよなご」「子育て応急ダイヤルよなご」の実施



1歳6か月児健康診査

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
1歳6か月児健康診査の受診率	H21年度	H27年度	定期的に健康診査を受けることは、健康的な発育と発達だけでなく、育児不安の解消など総合的な母子保健施策につながることから、全ての対象児（医療機関で受診する児童を除く）が受診することを目標とします。
	95.5% (22.3.31現在)	100%	

【参考資料】

母子保健事業の実施状況の推移

健診事業	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
6か月児健康診査	1,367人	1,393人	1,362人	1,422人
	97.6%	97.5%	97.6%	98.5%
1歳6か月児健康診査	1,369人	1,407人	1,361人	1,322人
	97.3%	96.8%	98.2%	95.5%
3歳児健康診査	1,323人	1,393人	1,368人	1,299人
	93.6%	94.1%	96.0%	95.9%

5歳児発達相談事業(19年度開始)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
巡回相談	-	38人	29人	71人
発達相談	-	40人	34人	53人
個別相談(21年度途中開始)	-	-	-	17人

教室	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
マタニティー教室	200人	258人	243人	191人
ようじ学級	237人	257人	237人	169人
離乳食講習会	444人	455人	500人	457人

相談(マタニティー相談)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
来所	172人	170人	194人	316人
電話	19人	21人	129人	160人

(平成21年9月から緊急雇用創出事業により週2回→5回)

<資料：健康対策課>

③ 成人保健施策の推進

【現況と課題】

本市では、食生活や生活習慣等の変化に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しており、死亡原因の約6割を占めています。

市民のだれもが、生涯を通じ健康に過ごすためには、これらを予防するための生活習慣の改善や意識啓発、病気の早期発見、早期治療などの取組みが重要です。

このため、各種がん検診や特定健康診査・特定保健指導、健康教育、健康相談などを総合的に展開し、生活習慣病の予防対策を推進していく必要があります。

第3部 基本計画

【計画目標】

- 1 がんの早期発見、早期治療を推進します。
- 2 生活習慣病予防対策等を推進します。

【主な施策】

- 1 がんの早期発見、早期治療の推進
 - 各種がん検診に関する啓発活動の推進
 - がん検診を受けやすい仕組みづくり
 - 未受診者に対する受診勧奨の推進
- 2 生活習慣病予防対策等の推進
 - 特定健康診査の実施
 - 特定保健指導等の実施と未受診者に対する受診勧奨の推進
 - 各種健康教室、健康相談、家庭訪問の実施
 - 栄養や運動等の生活習慣改善施策の推進
 - 口腔衛生に関する意識啓発の推進

【数値目標】

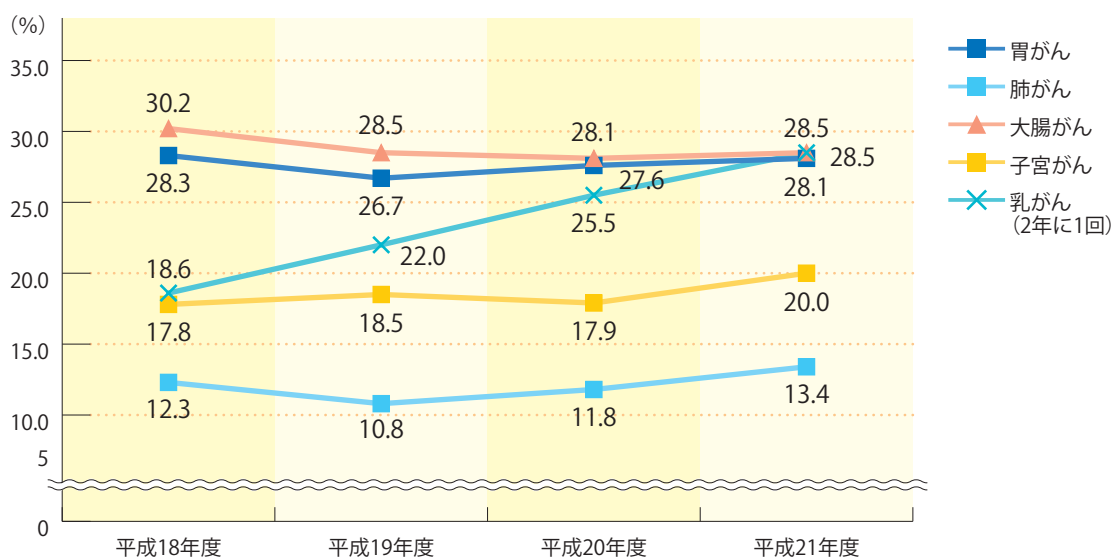
指 標 名	現状値	目標値	説 明
大腸がん検診の受診率	H21年度	H27年度	<p>食生活の変化に伴い近年、大腸がんで死亡する人の割合が増加傾向にあります。(本市におけるがんの部位別死亡数では、肺がんに次いで第2位。女性では第1位)</p> <p>大腸がん検診は、採便して医療機関に提出するだけの身体的負担のかからない手軽ながん検診であるため、受診の促進を図り、国の「がん対策推進基本計画」に定められた50%を目標とします。</p>
	28.5% (22.3.31現在)	50%	

【参考資料】

がん検診受診率

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
胃がん	28.3	26.7	27.6	28.1
肺がん	12.3	10.8	11.8	13.4
大腸がん	30.2	28.5	28.1	28.5
子宮がん	17.8	18.5	17.9	20.0
乳がん(2年に1回)	18.6	22.0	25.5	28.5



<資料：健康対策課>

④ 感染症予防対策の推進

【現況と課題】

感染症予防対策としては、乳幼児・青少年・成人・高齢者の年齢の適期に合わせた各種予防接種や結核健診を実施しているほか、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や環境衛生対策等を実施しています。

また、新型感染症の発生にあたっては、最新情報の速やかな収集と提供に努めています。

感染症のまん延を防止し、安全・安心な暮らしを確保するためには、引き続き国・県・医師会・病院等の関係機関との連携により広域的な対策を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 各種予防接種や健診等により感染症予防対策を推進します。
- 2 感染症に関する正しい知識の普及と意識啓発、情報の速やかな収集と提供に努めます。

【主な施策】

- 1 各種予防接種等感染症予防対策の推進
 - 各種予防接種の推進
 - 結核健康診断の推進
- 2 感染症に関する正しい知識の普及と情報提供
 - 感染症とその予防に関する広報等啓発活動の推進
 - 新型感染症等に関する情報の速やかな収集と提供

第3部 基本計画

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
日本脳炎予防接種2期 (対象年齢9歳～13歳の 間に1回接種)の接種率	H21年度	H27年度	<p>日本脳炎は、国内の発症率が著しく減少したことなどにより予防接種の積極的勧奨が差し控えられたため、抗体を持たない児童が増え、感染事例が発生した場合の流行が懸念されています。</p> <p>2009年から新型ワクチンによる予防接種が定期接種として開始され、1期（生後12ヶ月～90ヶ月）と2期（9歳～13歳）の両方を接種することにより、基礎抗体をほぼ定着できるといわれています。</p> <p>このため、2期予防接種率を1期予防接種率と同程度の80%まで向上させることを目標とします。</p>
	44.9% (22.3.31現在)	80%	



(2) 安心して子育てができる環境づくり

① 子育て支援施策の推進

【現況と課題】

近年の核家族化の進展、女性の社会進出や就業構造の変化によって、保育所入所希望者の低年齢化が進むとともに、子育てに関する様々なニーズが増大しています。

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、多様化する保育ニーズに対応するとともに、在宅での育児不安の解消のために、地域での子育て支援施策の充実を図る必要があります。

また、保育所では、3歳未満児に毎年40人前後の待機児童が発生しており、早急に待機児童の解消を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 地域における子育て支援サービスの充実を図ります。
- 2 保育所における保育サービスの充実を図ります。
- 3 保育所入所待機児童の解消に努めます。
- 4 小児医療費助成制度の充実を図ります。

【主な施策】

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
 - 子育て支援センターの充実
 - ファミリーサポートセンター運営事業の推進
- 2 保育所における保育サービスの充実
 - 保育所の施設整備
 - 保育リーダーの配置
 - 延長保育、休日保育、一時預かり等の充実
- 3 保育所入所待機児童の解消
 - 保育所の増築・改築による入所定員の拡大
 - 認定こども園の整備による入所定員の拡大
- 4 小児医療費助成制度の充実
 - 小児に対する医療費助成及び対象年齢の拡大
 - 小児ぜんそく等特定疾病の患者に対する医療費助成



子育て支援センター

第3部 基本計画

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
保育所の入所待機児童数	H22年度	H27年度	少子化対策の一つとして、子どもを育てながら働き続けられる環境の整備が重要であるため、入所待機児童の解消を目標とします。
	32人 (22.10.1現在)	0人	

【参考資料】

認可保育所待機児童数推移

(単位：人、%)

区 分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
待 機 児 童 数 10/1現在	0 歳	13	18	20	21
	1 歳	13	16	16	11
	2 歳	7	8	7	3
	3 歳	2	2	4	0
	4歳以上	1	0	0	0
	合 計	36	44	47	35
定員数		3,515	3,535	3,565	3,545
入所児童数		3,833	3,861	3,848	3,884
定員超過割合		109.0%	109.2%	107.9%	109.6%

<資料：子ども未来課>

② 児童福祉施策の推進

【現況と課題】

近年、児童虐待が大きな社会問題になっており、虐待を受けている児童への対応が喫緊の課題となっています。

児童の健全な育成を図るためには、さまざまな支援を必要とする妊婦や児童、家族に対する取組みを積極的に推進していくことが重要であり、引き続き、関係機関との連携の強化と情報の共有化に努め、支援の充実を図っていく必要があります。

また、保護者の就労形態の変化や核家族化、地域と児童の関わり希薄化など児童を取り巻く環境が大きく変化しており、放課後に児童の保育を希望する保護者が急速に増加しています。

このため、定員の拡大や開設時間の延長などにより、なかよし学級事業の充実を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 要保護・要支援児童を早期発見し、適切に保護するとともに、その家族に対する支援の充実を図ります。
- 2 児童の健全育成事業の拡充を図ります。

【主な施策】

- 1 児童虐待防止施策の充実
 - 要保護児童対策地域協議会による機関連携・協力体制の強化
 - 要保護・要支援児童及びその家族への支援の充実
- 2 児童の健全育成事業の拡充
 - なかよし学級待機児童の解消
 - なかよし学級開設時間の延長

第3部 基本計画

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
なかよし学級開設時間の 延長学級数	H22年度	H27年度	<p>放課後、児童に健全な育成環境と遊びの場を提供するとともに、男女ともに子どもを育てながら働き続けられる環境整備が重要です。</p> <p>このため、すべてのなかよし学級（23箇所）で、平日は放課後から午後5時、夏休みなど長期休暇期間中等は午前8時30分から午後5時としている開設時間を、いずれも午後6時まで延長することを目標とします。</p>
	5箇所 (22.4.1現在)	23箇所	
なかよし学級の待機児童 数	H22年度	H27年度	<p>なかよし学級は、市内すべての小学校区に設置されていますが、入級希望者の増加とともに待機児童数も増えています。</p> <p>このため、私立幼稚園に受け入れを委託するなど新たな運営方法の導入により、待機児童の解消を目標とします。</p>
	100人 (22.4.1現在)	0人	



③ 母子・父子福祉施策の充実

【現況と課題】

本市では、近年、離婚の増加等により母子・父子のひとり親家庭が増加傾向にあります。

社会情勢がめまぐるしく変化する中で、ひとり親家庭を取り巻く生活環境や家族形態は多様化してきており、ひとり親が子どもを養育しながら生活することは、精神的、身体的な負担が大きく、経済的にも不安定な状況が生じやすいことから、子どもの発育にも大きな影響を及ぼします。

このため、母子・父子家庭が生活基盤を確立し、安心して生活ができるよう、自立促進に向けた施策の推進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 ひとり親家庭の自立促進に向けた施策を推進します。
- 2 ひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図ります。

【主な施策】

- 1 ひとり親家庭の自立の促進に向けた施策の推進
 - 母子自立支援員による生活相談体制の強化
 - 母子生活支援施設の提供
 - 母子家庭高等技能訓練促進費の給付
- 2 ひとり親家庭の福祉施策の充実
 - 児童扶養手当の支給
 - 母子寡婦福祉資金貸付事業の推進
 - ひとり親家庭に対する医療費助成

(3) 明るい長寿社会の実現

① 社会参加しやすい環境づくりの推進

【現況と課題】

本格的な高齢化社会を迎え、高齢者のだれもが家に閉じこもることなく、元気で高齢期を過ごすためには、自らが生きがいを持ち、健康で充実した生活を送ることが大切です。

このため、趣味や教養、健康づくりなど多様な学習機会の提供を図るとともに、豊かな経験や知識・技能を地域社会の中で活かしながら、積極的に社会活動に参加することにより、社会の担い手としての役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活できるような環境づくりを推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 高齢者の社会参加のための環境づくりを推進します。
- 2 高齢者が生きがいづくりに取り組むための環境づくりを推進します。

【主な施策】

- 1 社会参加のための環境づくりの推進
 - 社会活動の普及啓発のための広報活動の推進
 - 老人クラブ活動の推進
 - シルバー人材センターの活用による高齢者の社会参加の促進
- 2 高齢者の生きがいづくり事業の推進
 - 健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の推進

② 介護予防施策の推進

【現況と課題】

本市における要介護認定者（介護保険で介護が必要とされる高齢者：平成22年4月1日現在6,551人）は、今後も増加することが見込まれます。

高齢者が住みなれた地域で、元気に暮らし続けるためには、介護が必要になる状態（要介護状態）の発生をできるだけ防ぐことや要介護状態になっても、生活機能の維持・向上を図りつつ、その状態をできる限り悪化させないことが重要です。

このため、高齢者から、生きがいや社会的な役割を持つことへの意欲を引き出すとともに、地域包括支援センターなどと連携しながら、健康づくりのための取組みや効果的な介護予防施策の推進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 介護予防健診により二次予防対象者を把握し、介護予防施策を推進します。
- 2 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント^①業務の効果的な実施を図ります。
- 3 「よなGOGO体操」の普及などを通じ、地域での健康づくり活動を促進します。
- 4 介護予防の推進にあたっては、生活習慣病との関連性を勘案し、互いの施策の効率的な実施を図ります。

【主な施策】

- 1 介護予防サービスの充実
 - 介護予防健診による二次予防対象者の把握
 - 通所型、訪問型介護予防事業の実施
 - 通所型運動機能向上事業の実施
- 2 地域包括支援センター機能の充実
 - 介護予防ケアマネジメントの実施
- 3 地域健康づくり事業の推進
 - 「よなGOGO体操」普及の推進
 - 地域健康づくりサポーター養成事業の実施
 - 「やって未来や塾」事業の実施
- 4 介護予防と生活習慣病予防施策の連携
 - 介護予防システム研究会の開催



よなGOGO体操

① 主に福祉分野（介護）で、福祉や医療などのサービスを必要とする人のニーズを明確にし、適切なサービスを受けられるように調整すること。

第3部 基本計画

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
介護予防健診の受診率	H22年度	H27年度	<p>介護予防健診は、要支援・要介護者以外の高齢者（65歳以上）を対象とした健診です。</p> <p>各地域包括支援センター（市内7箇所に設置）が中心になって、未受診者へのアプローチを強化し、受診率の向上を図ることによって、年間1ポイントの上昇を目標とします。</p>
	80% (22.12.31現在)	85%	
介護予防・通所型運動機能向上事業の利用者数	H22年度	H27年度	<p>生活機能の低下を防止し、高齢期を元気に過ごすためにフィットネスクラブなどで実施する「通所型運動機能向上事業（がいなみつく予防トレーニング）」の年間利用者数です。</p> <p>介護予防健診で介護予防の必要な人を的確に把握し、利用促進を図ることによって、年間20人の増加を目標とします。</p>
	360人 (22.12.31現在)	460人	
地域健康づくりサポーターの人数	H22年度	H27年度	<p>「よなGOGO体操」の普及や地域で健康づくり活動を実践する「健康づくりサポーター」を、年間10人ずつ増やしていくことを目標とします。</p>
	150人 (22.12.31現在)	200人	

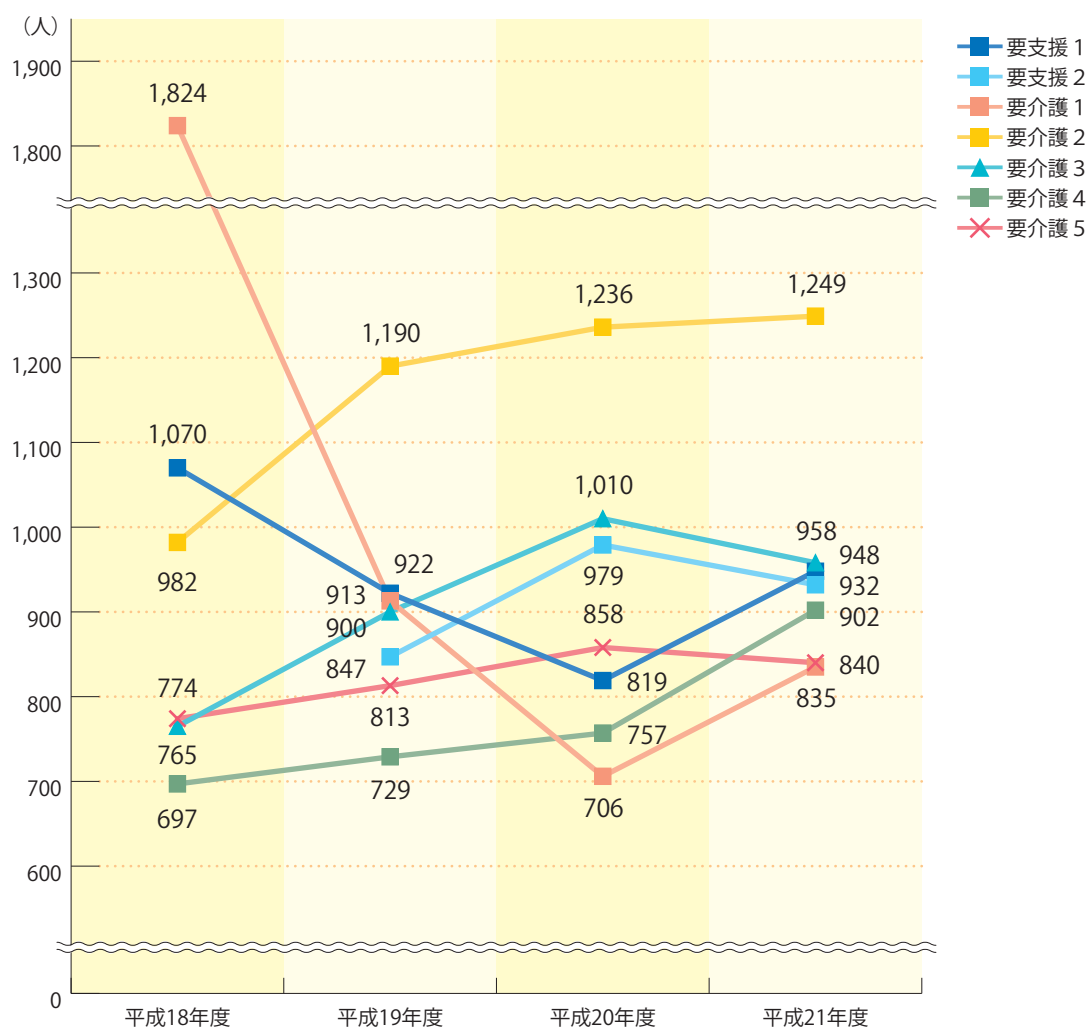


【参考資料】

要介護認定者の推移

(単位：人、%)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援1	1,070	922	819	948
要支援2	—	847	979	932
要介護1	1,824	913	706	835
要介護2	982	1,190	1,236	1,249
要介護3	765	900	1,010	958
要介護4	697	729	757	902
要介護5	774	813	858	840
合計 A	6,112	6,314	6,365	6,664
65歳以上人口B	32,214	32,960	33,656	34,457
出現率A/B	19.0%	19.2%	18.9%	19.3%



<資料：長寿社会課>

第3部 基本計画

③ 在宅福祉施策の推進

【現況と課題】

本市の高齢化率（平成22年4月1日現在23.6%）は、団塊の世代の高齢化などにより今後も伸び続け、平成27年には27.8%になると予測されます。これに伴い、普段の生活の中で何らかの支援を必要とする高齢者は、今後ますます増加することが見込まれます。

こうした中、高齢者が住みなれた地域で、安心して生活を送るためには、個々のニーズや家庭の状況などに対応した総合的・継続的な在宅福祉施策が求められます。

このため、日常生活を支援するために必要なサービスや高齢者を介護する家族の負担軽減を図るための支援策の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、高齢者の生活支援に関する情報提供や総合相談の機能の充実を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 介護を要する状態となっても在宅で生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 2 総合的相談・支援を行う地域包括支援センター機能の充実を図ります。

【主な施策】

- 1 在宅福祉サービスの充実
 - 軽易な日常生活の援助等の生活支援サービスの提供
 - 福祉用具の購入及びレンタル、住宅改修費への助成
 - 家族介護用品購入費への助成
 - 地域密着型サービスの充実
- 2 地域包括支援センター機能の充実
 - 介護予防ケアマネジメントの実施
 - 多様なネットワークを活用した総合的な相談支援及び権利擁護の実施
 - 包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施
- 3 高齢者ライフサポート事業の充実
 - よなご市ふれあいサポート事業の充実



地域包括支援センター

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
介護保険の居宅介護サービス利用率	H21年度	H27年度	介護サービス利用者全体に占める居宅介護サービス利用者の割合です。 介護が必要になっても、住みなれた地域で、できるだけ自立した生活を継続することができるよう、居宅介護サービスの充実を図ることによって、80%を目標とします。
	78.6% (22.3.31現在)	80.0%	
地域包括支援センター相談件数	H21年度	H27年度	高齢者の在宅生活を支援するための総合相談機関である地域包括支援センターへの住民からの年間相談件数を表します。 高齢化の進行に伴い、潜在的なニーズの増加が見込まれることから、ひと月あたり50件の増加を目標とします。
	33,000件 (22.3.31現在)	36,600件	

【参考資料】

居宅サービス受給者の推移

(単位：人、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
居宅サービス受給者数 A	3,929	4,010	4,139
地域密着型サービス受給者数 B	532	567	553
施設サービス受給者数 C	1,145	1,175	1,194
合 計 D (A+B+C)	5,606	5,752	5,886
居宅サービス利用率 (%) (A+B) /D	79.6	79.6	79.7

※ 居宅サービス受給者数Aは、全居宅サービス受給者数から施設的サービスを除いたもの。

<資料：長寿社会課>

第3部 基本計画

④ 認知症高齢者対策の推進

【現況と課題】

高齢化の進行などに伴い、要介護認定者のうち、認知症が認められる人（認知症高齢者）の占める割合は高くなっています。

こうした傾向は、今後も続くものと見込まれており、認知症高齢者や介護する家族への総合的な支援を推進する必要があります。

また、近年、認知症高齢者に大きな割合を占めるアルツハイマー型認知症を引き起こす要因が明らかになるにつれて、認知症予防の大切さも認識されるようになってきていることから、医療機関等との連携により、予防や早期発見等の効果的な施策の推進を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 認知症高齢者への生活支援の充実を図ります。
- 2 介護する家族の負担の軽減を図ります。
- 3 認知症予防・支援策の充実を図ります。
- 4 認知症予防・支援のための地域医療連携システムを構築します。

【主な施策】

- 1 生活支援の充実
 - 地域密着型サービスの推進
 - 成年後見制度利用支援事業の実施
- 2 介護家族の負担軽減
 - 徘徊高齢者の居場所探知システムによる介護者支援
- 3 認知症予防・支援の充実
 - 認知症の予防及び介護に関する正しい知識の普及啓発
 - 介護に関する悩み事相談、実習教室等の開催
 - 認知症高齢者に関わる人々がネットワークを形成する地域支援システムの構築
- 4 認知症地域医療連携システムの構築
 - 物忘れ健康診査の実施

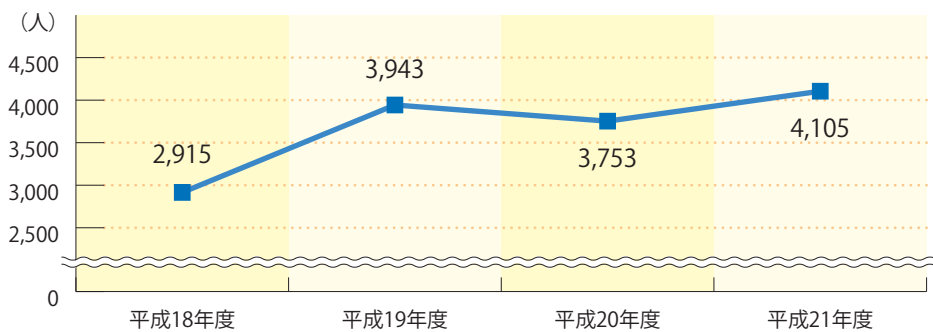
【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
物忘れ健診の受診者数	H21年度	H27年度	介護予防健診で認知症の症状があるとされた人を対象に地域包括支援センターが実施する「物忘れ健康診査」の年間受診者数です。平成24年度に健康診査の内容を充実することによって、対象者の約50%が受診することを目標とします。
	700人 (22.3.31現在)	2,200人	
認知症サポーターの登録者数	H22年度	H27年度	それぞれの地域で、認知症を理解し、自分でできる範囲で支援活動を行う「認知症サポーター」の延べ登録者数です。認知症高齢者を支えていく身近な環境づくりを進めるため、1,000人ずつ増やしていくことを目標とします。
	2,000人 (22.12.31現在)	7,000人	

【参考資料】

認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ a^①以上）（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
認知症高齢者数	2,915	3,943	3,753	4,105



<資料：長寿社会課>

① 認知症高齢者の日常生活自立度の程度のこと、家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られても、誰かが注意していれば自立できる程度のこと。

第3部 基本計画

(4) 障がい者の自立の支援と社会参加の推進

① 障がい者（児）福祉施策の充実

【現況と課題】

障がいのある人の中には、障がい福祉サービスの普及とともに、自らが「自立し、社会参加しよう」とする意識が高まり、地域で生活をしようとしている人が増えています。そのため、個々のニーズに応じた、よりきめの細かい障がい福祉サービスの提供が求められています。

障がいのある人の人権が尊重され、社会の一員としてその責任を担いながら自己選択と自己決定のもとに社会に参画し、生きがいをもって自立した生活をするために、障がいのある人にとって生活しやすい環境や地域で支える体制などの充実を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 障がいのある人が生活しやすい環境づくりを図ります。
- 2 地域で支える体制の整備を推進します。

【主な施策】

- 1 障がいのある人が生活しやすい環境づくり
 - 障がいに対する理解を深めるための啓発活動やボランティア活動の推進
 - 社会参加と地域交流の促進
 - 情報・コミュニケーション支援等の充実
 - 障がいのある人に対する医療費助成
- 2 地域で支える体制の整備
 - 身近な相談・支援体制の整備
 - 就労促進に向けた支援の充実
 - 地域福祉サービスの充実



アクアスロン

【数値目標】

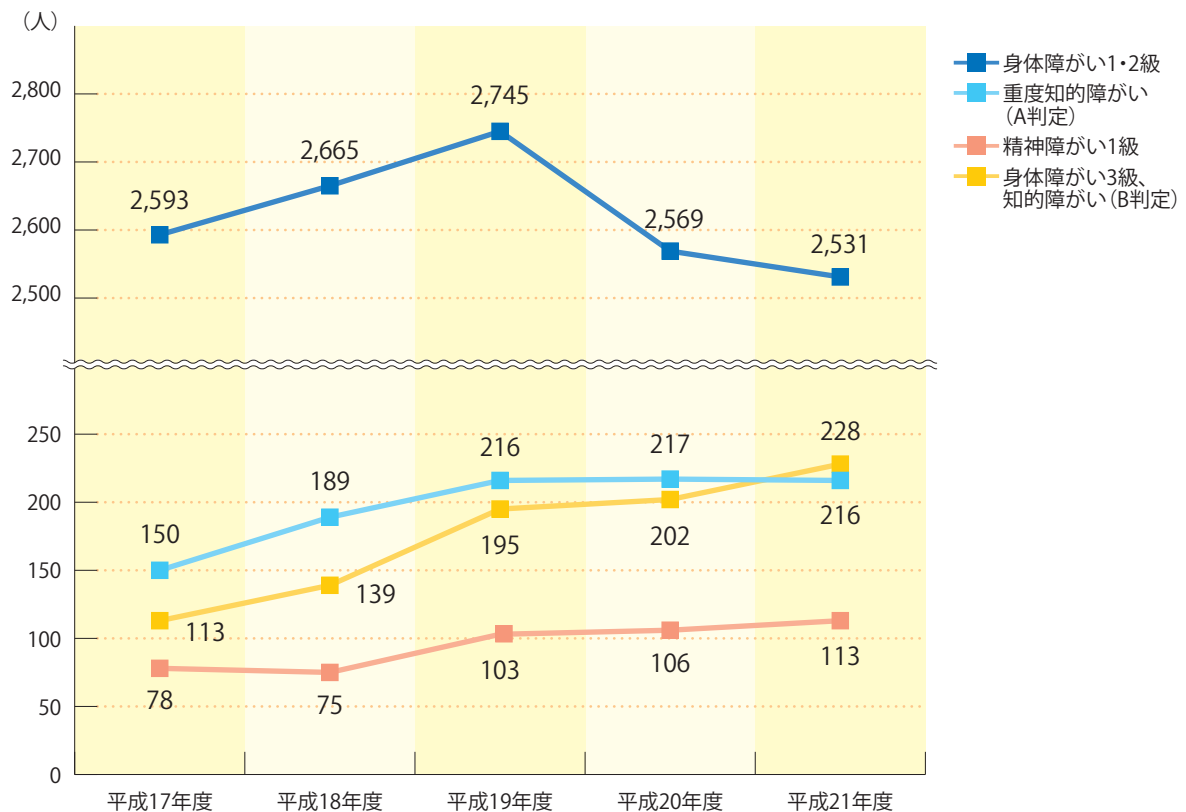
指 標 名	現状値	目標値	説 明
障がい者が暮らしやすく、社会参加ができる環境が整っていると感じる市民の割合	H21年度	H27年度	障がい者が暮らしやすく、社会参加しやすい環境を、ハード、ソフトの両面から整備していくことが必要とされており、市民の4人に1人が肯定的に評価することを目標とします。 「まちづくりに関する市民アンケートの結果」
	19.7% (22.2調査)	25%	

【参考資料】

障がい者（児）特別医療費助成対象者数の推移

(単位：人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
身体障がい1・2級	2,593	2,665	2,745	2,569	2,531
重度知的障がい（A判定）	150	189	216	217	216
精神障がい1級	78	75	103	106	113
身体障がい3級、知的障がい（B判定）	113	139	195	202	228



<資料：保険年金課>

第3部 基本計画

(5) 災害に強い地域づくり

① 消防・防災体制の充実

【現況と課題】

本市では、市街地の拡大や建築物の中・高層化などが進みつつありますが、同時に、木造建築物の密集地域も存在し、また空き家も増えてきている現状があります。こうした都市構造の複雑化に伴って、火災による被害の拡大する危険性が増してきています。

火災をはじめ、地震、風水害等のあらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防施設や設備・資機材等の整備・高度化を推進し、地域の実情に基づいた消防体制の充実を図ることによって、総合消防力を強化するとともに、市単独での対応が困難な事態に備え、国・県等との連携強化を図る必要があります。

また、平成12年10月6日の鳥取県西部地震や平成22年12月31日から元旦にかけての記録的な豪雪など大きな自然災害の経験を踏まえ、「自らの安全は自らが守る」という観点から、地域における防災力を向上させるため、防災意識の高揚、自主防災組織等による地域ぐるみの防災体制の確立など、市民、行政、関係機関が一体となって、地域防災体制の強化を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 消防施設や設備・資機材等の整備・高度化の推進と各地域実態に基づいた消防体制の充実を図ります。
- 2 常備消防と消防団の連携、自主防災組織や地域住民との連携により総合消防力の向上を図ります。
- 3 消防水利の充実を図ります。
- 4 自主防災組織等の育成強化に努め、地域防災力向上を図ります。
- 5 大規模災害時の国・県等との連携強化を図ります。

【主な施策】

- 1 消防施設・設備・資機材等の整備・高度化
 - 消防施設・設備の整備・充実
 - 地域の災害リスクに基づいた消防施設、消防資機材の整備・充実
- 2 総合消防力の向上
 - 消防団員の確保等による活性化の推進
 - 各種教育、訓練等による消防団員の資質の向上
 - 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、消防資機材等の整備
 - 自主防災組織、地域住民への助言・指導の推進
 - 広報活動の充実と消防団員の地域活動の推進
- 3 消防水利の充実
 - 上水道消火栓の増設・改修
 - 耐震性防火水槽の整備

4 地域防災対策の強化

- 防災活動の総合的・計画的な推進
- 自主防災組織等の育成強化
- 防災意識の高揚
- 住宅用火災警報器の設置推進

5 国・県等との連携強化

- 大規模災害時等の国・県及び他自治体との相互応援体制の確立



消防団の広報活動

【数値目標】

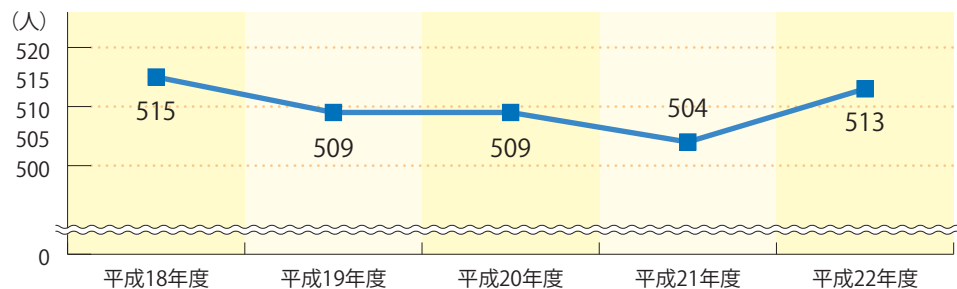
指 標 名	現状値	目標値	説 明
自主防災組織の結成率	H22年度	H27年度	地域住民による「自主防災組織」の結成状況を表します。(自治会加入世帯数に対する自主防災組織の構成世帯数の割合) 市域の広範囲にわたって災害が発生した場合、救急、救助、消火などの活動については、地域住民による行動が重要となるため、結成率を50%まで引き上げることを目標とします。
	35% (23.1.31現在)	50%	
消防団員数	H22年度	H27年度	毎年1月1日時点における米子市消防団の団員数の状況を表します。 消防体制の充実・強化を図るため、条例で定めた定員数を充足させる必要があることから、消防団員数の14人増を目標とします。
	516人 (23.1.1現在)	530人	

【参考資料】

消防団員数の推移

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
団員数	515	509	509	504	513



<資料：防災安全課>

第3部 基本計画

② 防災対策の強化

【現況と課題】

平成23年3月11日に起きた東日本大震災は、地震による直接的な被害のほか、津波、原子力発電所事故など、想定を超える事態が発生したことによって甚大な被害をもたらし、阪神淡路大震災など過去の大災害から学んだ防災対策や災害時の危機管理のあり方が、改めて問われることとなりました。

本市においても、鳥取県西部地震の際に大きな被害を受けましたが、震災をはじめとした被災地域が広範囲にわたる災害では、全市的な、迅速で的確な災害対策が必要となり、復興にも長期間を要するなど市民生活に多大な被害と混乱を及ぼすことが想定されます。

このため、これまでの防災対策をいま一度見直し、大規模災害に対する防災対策の強化を図るとともに、避難所等の整備や耐震化の促進など、災害に強い基盤整備を進めていく必要があります。

【計画目標】

- 1 防災対策の総合的・計画的な推進を図ります。
- 2 震災等防災対策の充実を図ります。
- 3 災害に強い基盤整備を図ります。
- 4 情報伝達網の整備を図ります。

【主な施策】

- 1 防災対策の総合的・計画的な推進
 - 地域防災計画（震災対策・雪害対策）の見直しと強化
- 2 震災等防災対策の充実
 - 各種防災訓練の実施
 - 災害時要援護者避難支援の推進
 - 民間住宅・建築物の耐震化に対する助成制度の整備
 - 風水害等対応の充実
 - 備蓄資材等の整備
- 3 災害に強い基盤整備
 - 危険地域の把握及び整備
 - 防災マップの見直し
 - 避難所等の整備と耐震化の促進
- 4 情報伝達網の整備
 - 災害時要援護者への情報伝達体制の確立
 - 防災無線放送施設等の整備及び更新



防災訓練

【数値目標】

指 標 名	現状値	目標値	説 明
公共避難施設（昭和56年以前に建築）の耐震調査実施率	H21年度	H27年度	<p>公共避難施設として使用される公共建築物のうち、昭和56年の耐震設計基準改正以前に建築されたものの耐震調査実施状況を表します。</p> <p>災害発生時には公共施設を避難所として使用するため、これらの安全を確保する必要があることから、すべての対象施設の調査を行うことを目標とします。</p>
	93% (22.3.31調査)	100%	



第3部 基本計画

③ 新たな危機への対応の強化

【現況と課題】

本市は、近隣に島根原子力発電所が立地していますが、東日本大震災により、原子力発電所でひとたび事故が発生すれば、広い範囲に深刻な被害をもたらす可能性があることや、事故対応の難しさなどが明らかになりました。

原子力災害のほか新型インフルエンザ等の感染症、テロ、武力攻撃など、今日では、従来の自然災害ばかりでなく、予測が困難な、新たな危機への対応が求められています。

こうした、市民生活の脅威となる多様な危機への対策としては、常に万全の備えをし、未然防止に努めることが最も重要ですが、万一発生した場合でも、被害を最小限に抑えるため、迅速な情報収集・情報伝達体制を構築するなど、総合的な危機管理対策の強化を図る必要があります。

【計画目標】

- 1 原子力災害対策の推進を図ります。
- 2 国民保護^①推進体制の整備を図ります。
- 3 不測の事態に備えた危機管理対策の強化を図ります。

【主な施策】

- 1 原子力災害対策の推進
 - 地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しと強化
 - 市民への迅速で的確な情報提供
 - 安全協定の締結による防災対策の推進
- 2 国民保護推進体制の整備
 - 有事の際の行動等の啓発
 - 生活物資等の資機材の整備
- 3 不測の事態に備えた危機管理対策の強化
 - 不測の事態が発生した場合の行動啓発、情報収集、連絡体制の整備

①万が一、外敵から武力攻撃があったときに、国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小に抑えるために、国、都道府県、市町村等が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行うこと。「国民保護法」は、正式名称を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、平成16年に制定された。

(6) 安全に暮らせる地域環境づくり

① 防犯対策の推進

【現況と課題】

身近な場所で発生する空き巣やひったくり、車上ねらいといった街頭犯罪をはじめ、犯罪は年々、多様化、複雑化しています。また、子どもが犯罪の被害者になるといった痛ましい事件や高齢者が振り込め詐欺、悪質商法の被害に遭うといった事件も発生しています。まちの安全と住民の安心を確保するためには、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域社会の連帯感の醸成に努め、市民や関係団体、行政機関が緊密に連携して、防犯対策の推進に努める必要があります。

また、社会の不安要因であり、市民を不安に陥れる暴力団を社会経済活動から排除し、安全で安心な地域社会を実現するために、行政、関係機関、市民が協力し、条例の制定、行政事務からの暴力団排除をすすめていく必要があります。

【計画目標】

- 1 防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成を図ります。
- 2 防犯施設の整備を図ります。
- 3 暴力行為の追放を図ります。

【主な施策】

- 1 防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成
 - 地域防犯組織の育成と連携・協力
 - 地域や学校、家庭に対するホームページ、メール等による犯罪関連情報の提供と防犯意識啓発の促進
- 2 防犯施設の整備
 - 自治会が設置・管理する防犯灯に対する経費の助成
- 3 暴力行為の追放
 - 暴力追放運動の推進

第3部 基本計画

② 交通安全対策の推進

【現況と課題】

交通環境の整備と併せ、交通安全運動など市民と一体となって交通事故の防止に努めていますが、社会状況の変化や交通量の増加に伴い、依然として、交通事故は後を絶たない状況にあります。子どもから高齢者に至るまでのすべての市民が、悲惨な交通事故に遭わぬよう、交通安全教育と啓発活動の推進を図るとともに、交通安全施設など交通環境の整備を推進し、総合的・計画的かつ広域的な交通安全対策を推進する必要があります。

【計画目標】

- 1 交通安全教育と啓発活動を推進します。
- 2 交通安全施設の整備を図ります。

【主な施策】

- 1 交通安全教育と啓発活動の推進
 - 年次的な米子市交通安全計画の策定
 - 交通安全運動の推進
 - 各年齢段階や交通社会への関わり方に応じた段階的・体系的な交通安全教育の推進
 - 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - 交通安全を推進する民間団体等の主体的活動の促進と連携協力
- 2 交通安全施設の整備
 - 歩道の新設・拡張、障害物・段差の除去
 - 交通信号機、横断歩道、道路照明、ガードレール、カーブミラーなどの整備、交差点の改良促進
 - 効果的な交通規制の実施



交通安全えがおの会

【数値目標】

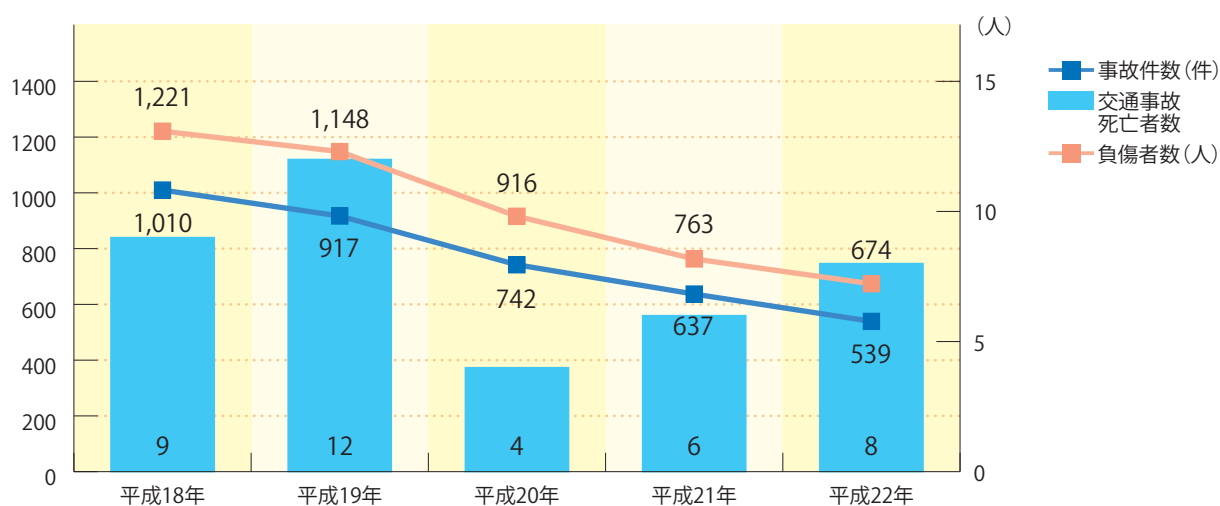
指 標 名	現状値	目標値	説 明
交通事故発生件数	H22年度 539件 (22.1.1～ 22.12.31)	H27年度 512件	交通安全施設の整備や交通安全意識の高揚、交通安全教育の推進など交通安全対策に努め、交通事故の発生件数を5%減らすことを目標とします。

【参考資料】

米子市内における交通事故発生状況の推移

(単位：件、人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事故件数	1,010	917	742	637	539
交通事故死亡者数	9	12	4	6	8
負傷者数	1,221	1,148	916	763	674



<資料：米子警察署>



第3部 基本計画

③ 消費者の権利尊重と自立支援

【現況と課題】

経済情勢の変化、情報化社会の進展、様々な取引をめぐるトラブル、身近な事故の多発など消費者をとりまく環境は大きく変化を続けています。

そのような環境の変化に的確に対処できる自立した消費者の育成が求められています。

事業者との交渉力、情報量の格差から生じる被害を救済するため、消費生活相談機能を充実・強化して的確な対応をするとともに、個人の価値観やライフスタイルが多様化するに伴ってますます複雑化していく消費者トラブルに対応するため、引き続き各関係機関との連携を進め協力体制を整備していく必要があります。

【計画目標】

- 1 消費者の安全・安心の確保を図ります。
- 2 消費者の自立のための基盤整備を図ります。
- 3 消費者トラブルへの機動的・集中的な対応を図ります。

【主な施策】

- 1 主体性のある消費者の育成
 - 消費生活に関する知識の普及と情報提供など消費者に対する啓発活動の推進
 - 消費者教育の充実
 - 消費者団体の育成、支援
- 2 消費者トラブルへの対応と消費者被害の救済
 - 消費生活相談体制の充実・強化
 - 地域における関係団体との連携の推進
 - 年齢その他の特性に配慮した消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止への取組み



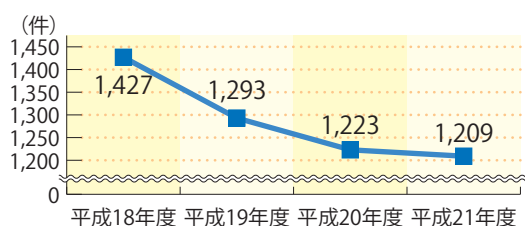
消費生活講演会

【参考資料】

消費生活相談件数の推移

(単位：件)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数	1,427	1,293	1,223	1,209



<資料：市民相談課>

(7) みんなで支えあう安心の地域づくり

① 地域福祉活動の促進

【現況と課題】

社会情勢の変化とともに、住民が抱えている日常生活の困りごとや生活課題は多様化・個別化し、行政や専門機関だけでは対応しきれないケースが増えており、支援を必要とする方が、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、公的な福祉サービスの充実だけでなく、地域全体で支え合うという地域福祉の考えに基づいた取組みがますます重要になっています。

こうした地域福祉活動を促進するため、地域福祉に対する住民意識の高揚を図り、それぞれの地域の実態に合った福祉活動や見守り・支え合いの組織づくり等への支援に取り組んでいく必要があります。

【計画目標】

- 1 地域における福祉活動の組織化・活性化のための活動支援を図ります。
- 2 地域福祉に対する住民意識の高揚を図ります。
- 3 地域の各種福祉活動団体やボランティア団体等の育成・活動支援の充実を図ります。

【主な施策】

- 1 地域における福祉活動の組織化・活性化
 - 地区版地域福祉活動計画策定の推進
 - 住民の支え合いマップづくりの普及
- 2 住民意識の高揚
 - 地域福祉に関する啓発活動の推進
 - 地域福祉に関する情報の提供
- 3 福祉団体等の育成・支援
 - 米子市社会福祉協議会の活動支援
 - 地域福祉活動団体の育成・支援
 - ボランティア団体の育成・支援
 - 地域福祉活動やボランティア団体に関する広報・啓発



支え合いマップづくり

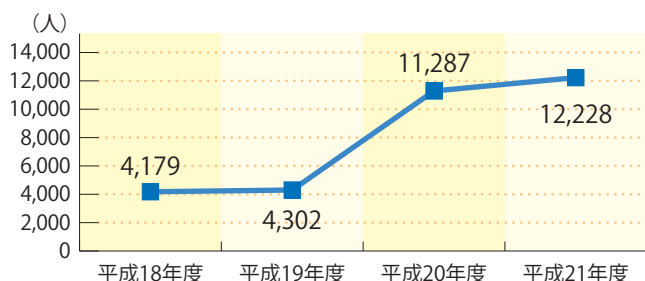
第3部 基本計画

【参考資料】

福祉ボランティア登録者数の推移

(単位：人)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ボランティア登録者	4,179	4,302	11,287	12,228



<資料：米子市ボランティアセンター>

② 市民自治活動の推進

【現況と課題】

高齢化、核家族化が進行する中、地域内での連帯意識が希薄になる一方で、防犯や福祉に関する危機意識は高まってきています。防犯、防災、環境、福祉、交通安全などの課題を解決して、安心して暮らせる地域づくりを進めるために、市民がお互いに助け合い、諸課題に対応していく地域自治組織等と行政との連携のあり方を検討し、地域の自治意識を高め、地域における市民自治活動を促進する環境整備、活動支援に努める必要があります。

【計画目標】

- 1 市民自治意識の高揚を図ります。
- 2 市民自治活動促進のための環境整備を図ります。
- 3 市民自治活動組織の活動支援を図ります。

【主な施策】

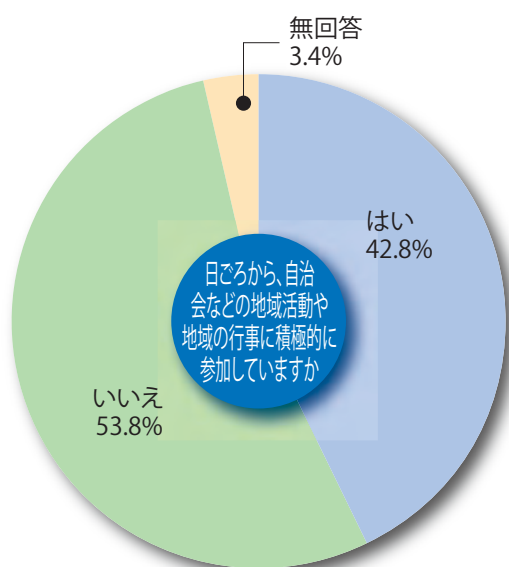
- 1 市民自治意識の高揚
 - 地域社会への参加意識高揚のための啓発活動の推進
 - 地域における市民自治活動の推進
 - 住民自治基本条例の制定
- 2 市民自治活動促進のための環境整備
 - 公民館などの活動拠点施設の充実
 - 学校などの公共施設の利用促進
 - 地区集会所やスポーツ広場整備の助成

3 市民自治活動組織の活動支援

- 自治会活動の支援と連携・協力
- ボランティア団体、NPO団体の活動支援
- リーダーの育成

【参考資料】

日ごろから、自治会などの地域活動や地域の行事に積極的に参加している市民の割合



<平成22年まちづくりに関する市民アンケートの結果>